

特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「グリーン購入法」という。)に基づく特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)を別添のとおり取りまとめました。これについて、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施します。

○見直しを行う主な点

平成21年2月に閣議決定した「基本方針」から見直しを行う主な点は、以下の通りです。

分野	見直しの内容
紙類	<ul style="list-style-type: none">● コピー用紙について総合評価値に係る経過措置を終了(70→80へ引き上げ)するとともに、総合評価値70以上80未満の製品に係る経過措置の設定● 印刷用紙について判断の基準を見直し(総合評価指標の導入等)
文具類	<ul style="list-style-type: none">● スタンプ台、OAクリーナー(ウェットタイプ)及びつづりひもについて判断の基準を見直し(再生プラスチック配合率40%以上→70%以上、ポストコンシューマ材料の場合は60%以上)● 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率のより高いものを調達するよう配慮事項に追記
OA機器	<ul style="list-style-type: none">● 「掛時計」を品目として追加(太陽電池及び小型充電式電池(二次電池)等の蓄電機能を有するもので、一次電池を使用しない又は長寿命)● 国際エネルギースタープログラム制度の運用細則の見直しに伴い、コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ、ディスプレイについて判断の基準を見直し● トナーカートリッジ及びインクカートリッジについて製品の化学安全性等の確認に関する留意点を備考に追記
家電製品・エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none">● 省エネ法のトップランナー基準、多段階評価基準の改正に伴い、電気冷蔵庫等、電気便座及びエアコンディショナーについて判断の基準を見直し● テレビジョン受信機の品目の削除(現在販売されているテレビジョン受信機は、ほとんど全てのものが基準を満たしたものとなっているため。省エネ法に基づく基準は、現在見直しの作業を行っているところであり、来年度の見直しの時点において改めて新たな基準を追加する予定)
自動車等	<ul style="list-style-type: none">● 「小形トラック用タイヤ」を品目として追加するとともに、一般公用車用タイヤを「乗用車用タイヤ」に変更(定義をJISに準拠)

<p>制服・作業服</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 繊維製品について、原則として再生材等の配合率の算定に当たっての分母を製品全体重量から繊維部分全体重量へ変更（以下、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品のうち繊維製品は同じ。） ● 「帽子」を品目として追加 ● 制服及び作業服について判断の基準を見直し（再生 PET 樹脂配合率 10%→25%、回収・リサイクルシステムの設定など。以下、インテリア・寝装寝具、その他繊維製品のうち繊維製品は同じ。）
<p>インテリア・寝装寝具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● カーテン及び布製ブラインドについて判断の基準を見直し ● タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん及びニードルパンチカーペットについて判断の基準を見直し ● 毛布及びふとんについて判断の基準を見直し ● マットレスについて判断の基準を見直し
<p>その他繊維製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「旗」「のぼり」及び「幕」を品目として追加 ● 「モップ」を品目として追加 ● 集会用テントについて判断の基準を見直し ● 防球ネットについて判断の基準を見直し
<p>防災備蓄用品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活用品・資材のうち毛布、テント及びブルーシートについて、制服・作業服と同様に判断の基準の見直し
<p>公共工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「中温化アスファルト混合物」を品目として追加 ● 「高日射反射率防水」を品目として追加 ● 「高日射反射率塗料」を品目として追加 ● 「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」を品目として追加 ● 再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）、陶磁器質タイルについて判断の基準を見直し ● 断熱サッシ・ドアについて判断の基準を見直し ● 断熱材について判断の基準を見直し ● 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管について判断の基準を見直し ● 自動水栓について判断の基準を見直し ● 洋風便器について判断の基準を見直し
<p>役務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「クリーニング」を品目として追加 ● 印刷の判断の基準等を見直し（リサイクル適性の適切な反映、資材確認票の本格的な導入など） ● リグリーブ（再生することなく再溝切りが可能なタイヤ）を自動車専用タイヤ更生の対象範囲に追加 ● ロングライフクーラントの再利用を自動車整備の配慮事項に追記 ● 再使用・再生利用可能な土に代替できる植込み材の使用を植栽管理の配慮事項に追記 ● 機密文書処理について、印刷の判断の基準の見直しに伴い、古紙分別方法例の記述変更

(注)「基本方針」に定める基本的考え方

環境物品等の調達に関する基本方針(抜粋)

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの(「特定調達物品等」という。)について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるため、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状

況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物(建築物を含む。)は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。